

京都市における代替養育を必要とする子ども数・里親養育を必要とする子ども数の見込みについて

1 代替養育を必要とする子ども数

(1) 見込みの手順

本市における、代替養育を必要とする子ども数については、以下の推移を元に算出することとする。

- ・ 子ども人口と代替養育を必要とする子ども数の推移
- ・ 虐待通告・認定件数及び施設入所者数の推移
- ・ 虐待通告・認定件数と要保護児童対策協議会登録ケース数の推移

(2) 子ども人口と代替養育を必要とする子ども数の推移

本市において、施設入所等の代替養育を必要とする子ども数は、子ども人口に対して約0.2パーセント程度の割合である。

本市の子ども人口は、近年、平均約1%/年の割合で減少の一途をたどっているが、代替養育を必要とする子ども数についても、同様に平均約1%/年の割合で減少し続けており、これは、子ども数の減少に伴うものと考える。

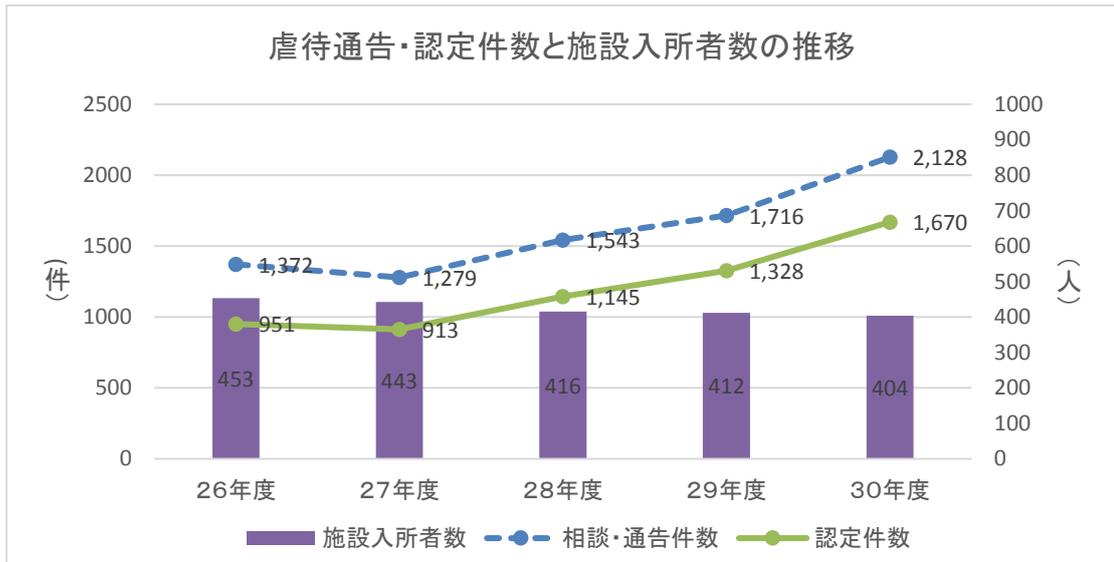


(3) 虐待通告・認定件数及び施設入所者数の推移

本市における虐待通告・認定件数は年々伸び続けている。

一方で、前述のとおり施設入所等の代替養育を必要とする子ども数は増加しておらず、また、新規入所措置児童数についても、減少している。

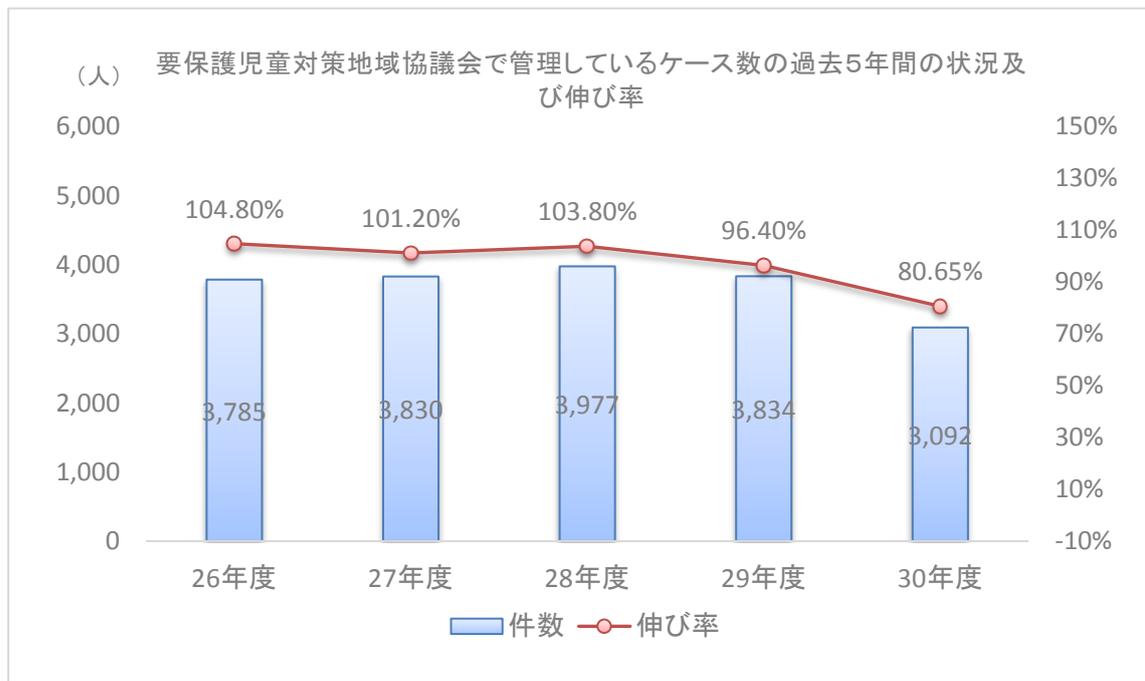
以上から、虐待通告・認定件数については、代替養育を必要とする子ども数とは連動しないものと考える。



(4) 虐待通告・認定件数と要保護児童対策協議会登録ケース数の推移

さらに、本市において、要保護児童対策協議会で管理しているケース数は、ほぼ横ばいから、やや減少しており、こちらも虐待通告・認定件数とは連動しない。

これは、虐待通告・認定件数の伸びの一因として、警察からの子どもの前での夫婦喧嘩（心理的虐待）に係る通告が増えていることがあり、その多くは一時的なものとして認定後、一定改善が見られれば、継続指導とならないためである。（ただし、複数回の通告がある、子どもへの危害が認められる場合等は、継続的に指導している。）

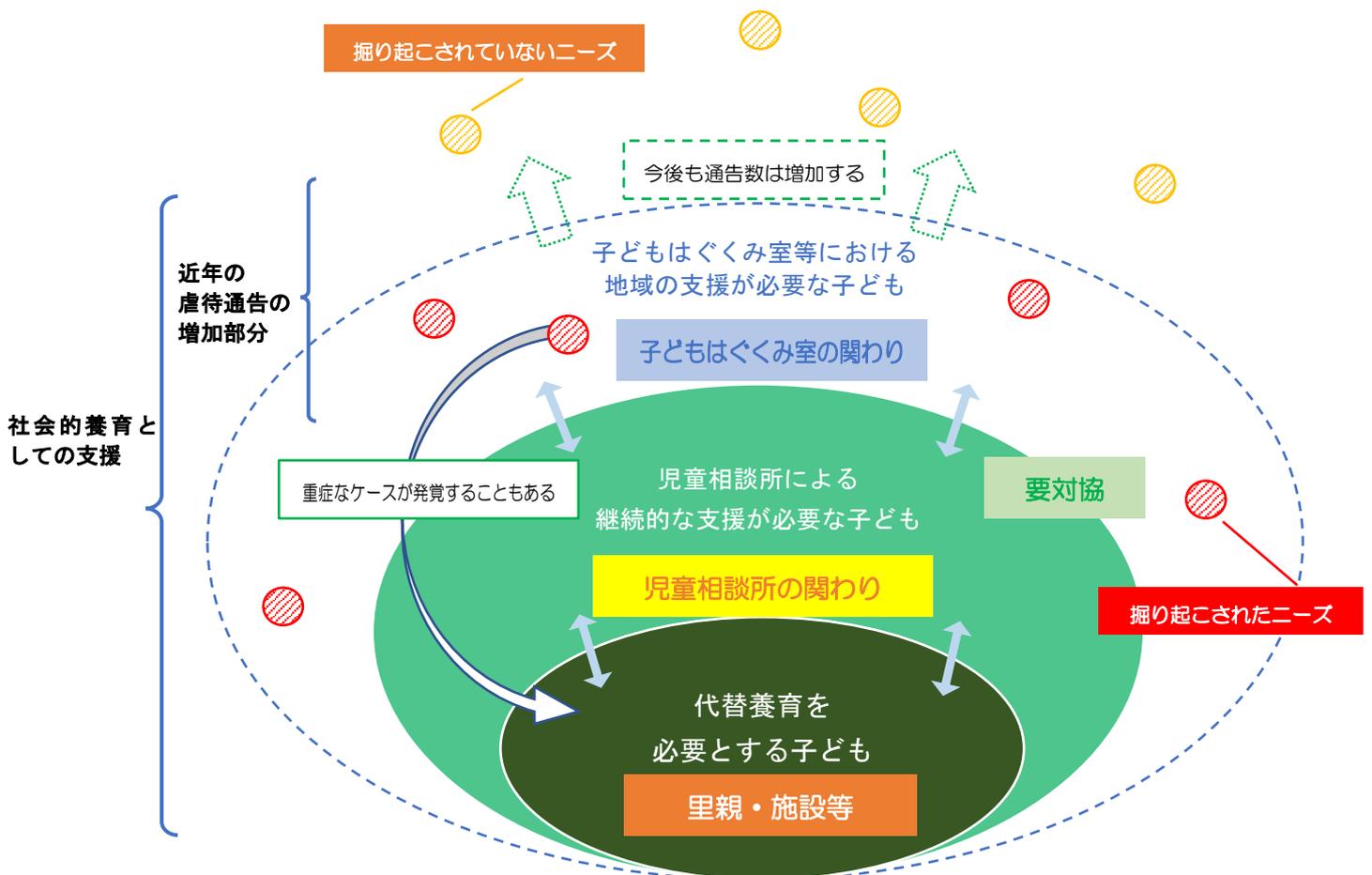


虐待通告・認定件数の増加は、虐待に対する社会的関心の向上や、関係機関の認識の高まり、さらには、警察庁通達により通告対象の拡大やきょうだいへの虐待が心理的虐待とされたことによる、虐待疑いを含む比較的軽度なケースの掘り起こしによるものが大多数であると考えられ、代替養育が必要な子ども数の増加には繋がっていないと考えられる。(一部、重症なケースが発覚することもある。)

(5) 本市における代替養育が必要な子ども数の見込み

以上のことから、本市において、代替養育を必要とする子ども数については、子ども数に対して、これまでと同様に0.2%程度の割合を維持すると考え、子ども数の減少割合に乗じて、1%/年減少する見込みとする。

【(参考) 本市における虐待対応と社会的養育の状況 (イメージ)】



2 里親養育を必要とする子ども数

(1) 見込みの手順

本市における、里親委託を必要とする子ども数については、以下の推移を元に算出することとする。

- ・ 代替養育を必要とする子どものうち、里親に委託されている子ども数（里親委託率）
- ・ 現に一時保護している子どものうち、里親委託が必要な子ども数
- ・ 里親委託が解除となった件数
- ・ 現に施設入所している子どものうち、里親委託が必要な子ども数

(2) 代替養育を必要とする子どものうち、里親に委託されている子ども数（里親委託率）

本市では、平成27年1月に策定した「京都市家庭的養護推進計画」において、里親委託を推進する取組を実施し、里親登録数及び委託数を増加させ、平成41年度に委託率33パーセントを達成するという目標値を設定した。

平成30年度末現在の里親委託児童数は53人、委託率は13.1%である。

(3) 現に一時保護している子どものうち、里親委託が必要な子ども数

本市では、児童相談所に対するアンケートにより、平成30年9月1日～平成31年2月28日の6箇月間に一時保護（委託）を解除した子ども（281件）の解除後の行き先として望ましいと考えられるものについて、調査を行った。

その結果、一時保護（委託）解除後の方向性として、里親委託が望ましいと考えられる児童は7件であった。

家庭復帰	里親委託	施設入所	合計
211件	7件	53件	281件

(4) 里親委託が解除となった件数

平成30年度中、年齢到達等により、里親委託が解除になったのは11件であった。

家庭復帰	特別養子縁組	18歳到達	就職	施設入所	合計
5件	2件	2件	1件	1件	11件

(5) 現に施設入所している子どものうち、里親委託が必要な子ども数

本市においては、児童養護施設及び乳児院に対して、入所中の児童の状況について、アンケートを実施し、家庭及び当該養育環境（里親委託）において養育することが適当でない子どもについて、下記の条件に基づいて抽出・分析を行った。

- ① 子ども自身が、里親委託を拒否している
- ② 実親の同意が得られない
- ③ 家庭復帰に向け、実親との交流機会の確保が必要
- ④ 実親の対応について、配慮が必要（誘拐、里親への攻撃の可能性等の考慮）
- ⑤ 問題行動（窃盗・暴力等の反社会的行動）がある児童

入所中等 児童	①子ども の拒否	②実親の 拒否	③実親交 流の確保	④実親へ の配慮	⑤問題行動	①～⑤ 該当なし
286件	10件	56件	171件	28件	80件	63件

(複数該当あり, 平成31年4月1日現在)

上記①から⑤のいずれにも該当しない63件については、里親が確保できないことを主な理由として委託できないもの(里親が確保できれば委託できるもの)と考えられ、今後、里親登録数の増加等により、委託の推進を図っていく対象と考える。

なお、当該63名について個別具体的に委託を進めていくということではなく、あくまでも、施設に入所等している児童のうち、里親委託が必要な児童数を見込む際の基礎数値として活用する。

※ 「策定要領」においては「年長で「家族」に対する拒否感が強い子ども」についても、家庭及び当該養育環境(里親委託)において養育することが適当でないとされているが、本市においては、年齢で一律に判断することはしない。

(6) 今後の里親委託率の見込み

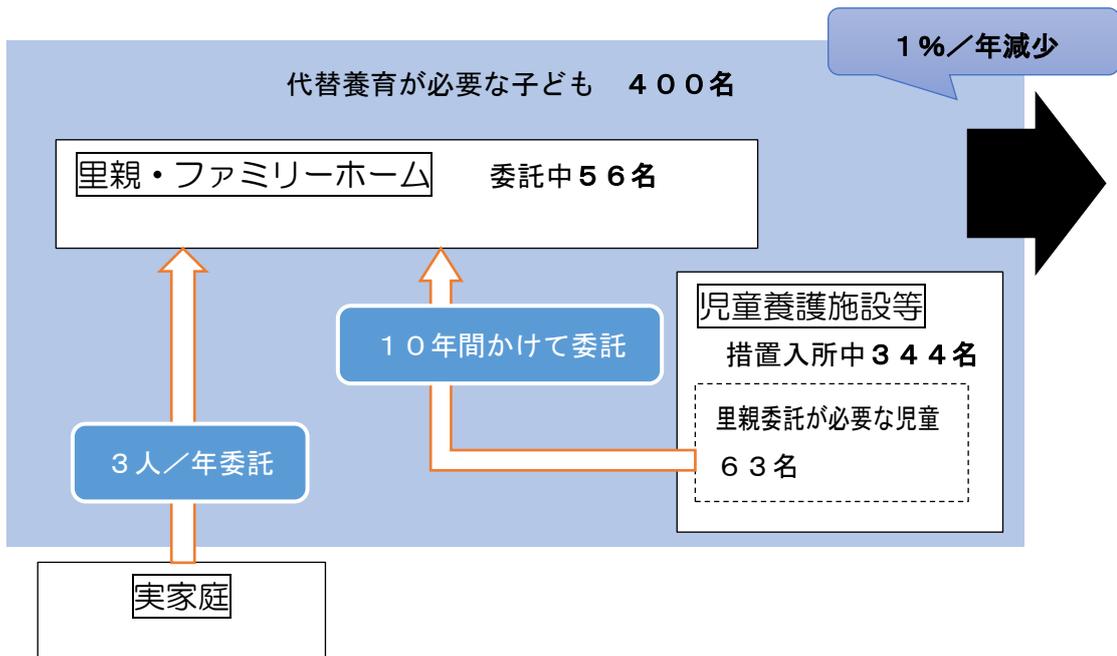
ア 次の①～③を合計し、5年後の里親委託数を101名と見込み、里親委託率を約26パーセントと見込む。

- ① 令和元年度末時点で里親委託されている子ども数を56名と見込む。
⇒ 平成30年度末現在の里親委託率13.1%に、直近5年間の里親委託率の伸び率平均(106.1%)を乗じて、令和元年度末の里親委託率を13.9%と見込む。
⇒ 令和元年度末時点の、代替養育が必要な子ども数の見込みとなる400名に対して、令和元年度末の里親委託率13.9%を乗じて、令和元年度末の里親委託数を56名と見込む。
- ② 「2(5)」を基に、現在、施設に入所している子どものうち、今後、10年間で、里親委託が必要な子ども数を63名と見込み、5年間とした場合、その半数である約30名を今後、5年間で里親委託が必要な子ども数と見込む。
- ③ 上記①及び②以外に、里親委託が必要な子どもとして、年間で3名と見込む。
⇒ 「2(3)」に該当する14名(= (半年7名) × 2) から、「2(4)」に該当する年間里親委託解除数11名を除き、3名と見込む。
⇒ 5年間で、15名(3名 × 5年間)と見込む。

イ 上記「ア」を踏まえ、次の①～③を合計し、10年後の里親委託児童数を149名と見込み、里親委託率を約41パーセントと見込む。

- ① 上記「ア」より、5年後時点で里親委託されている子ども数を101名と見込む。
- ② 上記「ア②」において、現在、施設に入所している子どものうち、今後、10年間で、里親委託が必要な子ども数とした63名の残数となる33名(63名 - 30名)を残りの5年間で、里親委託を必要とする子ども数と見込む。

- ③ 上記「ア③」同様に、年間で3名の里親委託が必要な子どもを見込み、5年間で、15名（3名×5年間）と見込む。



3 【結論】代替養育を必要とする子ども数及び里親委託率

- 本市において、代替養育を必要とする子ども数は、1%減少/年で推移し、10年後、約10パーセントの減少となる。
- 里親委託数については、5年後に101名（委託率26.6%）、10年後に149名（委託率41.4%）とする（※）。

年度	← 計画前期 →						← 計画後期 →					
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
代替養育 A(B+C)	404	400	396	392	388	384	380	376	372	368	364	360
里親委託数 B	53	56	65	74	83	92	101	110	119	129	139	149
施設入所者数 C	351	344	331	318	305	292	279	266	253	239	225	211
里親委託率(B/A)	13.1%	13.9%	16.4%	18.9%	21.4%	24.0%	26.6%	29.3%	32.0%	35.1%	38.2%	41.4%

（※）令和7年度以降は、計画期間の前半5年間の実績等を踏まえ見直しを行う。